

国指定宍道湖鳥獣保護区
宍道湖特別保護地区
計画書（案）

【指定】

平成27年 月 日

環境省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

国指定宍道湖鳥獣保護区宍道湖特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

宍道湖の平均水位（東京湾平均海面（T.P.）+0.3m）の水際線（以下「湖岸線」という。）と宍道湖大橋の北西側交点を起点とし、同所から同橋を南進し同橋と湖岸線との交点に至り、同所から湖岸線を南西に進み宍道湖夕日スポット南西端と湖岸線との交点に至り、同所から同所と同所から沖合 50 メートルの点を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から湖岸線から沖合 50 メートルの距離を置いて引いた線を南西に進み新建川河口右岸から沖合 50 メートルの点に至り、同所から同所と同川河口左岸から沖合 50 メートルの点を結ぶ直線を北西に進み同所に至り、同所から湖岸線から沖合 50 メートルの距離を置いて引いた線を北東に進み斐川なぎさ公園管理協定区域西端と伊野川河口左岸を結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を南西に進み同川河口左岸と湖岸線との交点に至り、同所から湖岸線を西進し平成 11 年度宍道湖斐川環境護岸工事整備箇所と平成 12 年度宍道湖斐川環境護岸その 2 工事整備箇所の境界線との交点に至り、同所から同所と五右衛門川河口左岸を結ぶ直線を西進し同所から沖合 50 メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から湖岸線から沖合 50 メートルの距離を置いて引いた線を北進し左岸排水機場放水路北東端から湖岸線を 79 メートル北進した点から沖合 50 メートルの点に至り、同所から同所と左岸排水機場放水路北東端から湖岸線を 152 メートル北進した点を結ぶ直線を北西に進み同所に至り、同所から湖岸線を西進し宍道湖西岸なぎさ公園離岸堤南東端に至り、同所から湖岸線を北進し島崎漁港南西端と湖岸線の交点に至り、同所から同漁港境界線を東進し同漁港南東端と湖岸線との交点に至り、同所から同所と斐伊川河口左岸側宍道湖湖岸堤南東端を結ぶ直線と湖岸線との交点を結ぶ線を北進し同所に至り、同所から湖岸線を北進し論田川物揚場東側防波堤の南東端と湖岸線との交点に至り、同所から同防波堤を北進し同防波堤北東端に至り、同所から同所と同川物揚場北側防波堤北西端と湖岸線の交点を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から湖岸線を北進し湖岸線と平田船川河口右岸防波堤との交点に至り、同所から同所と同川河口左岸と湖岸線との交点を結ぶ直線を北西に進み同所に至り、同所から湖岸線を北進し苧藻谷川河口右岸と湖岸線との交点に至り、同所から同所と同所から沖合 50 メートルの点を結ぶ直線を東進し同所に至り、同所から湖岸線から沖合 50 メートルの距離を置いて引いた線を北進し島根県松江市千鳥町 33 番地南西端から沖合 50 メートルの点に至り、同所と島根県松江市千鳥町 33 番地南西端と湖岸線との交点を結ぶ直線を北進し同所に至り、同所から湖岸線を東進し起点に至る線により囲まれた区域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 27 年 11 月 1 日から平成 37 年 10 月 31 日まで（10 年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、島根県東部に位置する汽水湖で、淡水及び海水に生息する両方の動植物も見られる多様な自然環境を有している。

このような自然環境を反映して、ガンカモ類を始め約 280 種の鳥類の生息が確認されている。特に、ガンカモ類は毎年約 60,000 羽が渡来する国内最大級の渡来地であり、その中でもマガンは毎年 4,000 羽以上、スズガモは 20,000 羽以上が渡来している。

さらに、環境省が作成した第 4 次レッドリストに掲載されている絶滅危惧 I B 類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧 II 類のマナヅル、オジロワシ等の希少な鳥類の渡来も確認されている。

宍道湖鳥獣保護区で渡来数の多い、キンクロハジロ及びスズガモは宍道湖の水域全体を、またコハクチョウ等は採餌の場として浅場をそれぞれ利用している。また、当該鳥獣保護区に渡来する水鳥はその広い範囲をねぐらや休息の場として利用している。このように、当該鳥獣保護区の大部分を占める水域は、水鳥にとって特に重要な区域であることから、当該区域を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

（3）管理方針

- 1) 集団渡来地の保護区として、ガンカモ類を始めとし、ヨシゴイ等の希少な鳥類等、地域の多様な鳥類相と生息環境の保護を図るため、適切な管理に努める。
- 2) 違法捕獲の防止や制札の維持管理のため、環境省職員及び鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行う。
- 3) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、関係地方公共団体、関係機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発に取り組む。
- 4) 鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

3 国指定鳥獣保護区特別保護地区の面積内訳

別表 1 のとおり。なお、「宍道湖夕日スポット」前の湖岸整備が完了したことにより、特別保護地区をその前面湖岸まで含めたことから、その面積は 2 ha 増加した。

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区特別保護地区の位置

当該区域は、島根県東部（松江市、出雲市）の、斐伊川水系の下流部に位置し、中海、境水道を通じて日本海につながる汽水湖である。

イ 地形、地質等

当該区域は、面積が約 79 平方キロメートルで、日本で 7 番目に大きい湖である宍道湖内に位置する。元は海であった場所であり、砂州の発達及び斐伊川等からの流入土砂により閉鎖性水域となった海跡湖である。水深は、最深部で 6 メートル、平均水位 4.5 メートルで、中央部は水深 4 から 5 メートルの湖底平原となっている。

ウ 植物相の概要

当該区域は、塩分濃度が海水の 3 分の 1 から 10 分の 1 以下で、アオノリ等の海藻類が生育している他、近年はオオササエビモ等の沈水植物の分布が拡大している。また、湖岸部には流入河川の河口部等にヨシが生育している。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類ではマガン、コハクチョウのほか、マガモ、キンクロハジロ、スズガモ等のガンカモ類、ハマシギ、コチドリ等のシギ・チドリ類、ミサゴ等の猛禽類等が 60 科 283 種確認されている。また、魚類ではサッパ、スズキ、ボラ類等の他、環境省が作成した第 4 次レッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のシンジコハゼの生息が確認され、貝類ではヤマトシジミ、イシマキガイ、カワザンショウガイ等の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり。

イ 獣類

別表 3 のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域では、カモ類やカワウによる水産物被害が報告されている。当該区域には農地が含まれていないが、近隣の周辺農地においては、ヌートリア、カラス類等による農作物への被害が報告されている。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

- (1) 特別保護地区用制札 1 本
- (2) 案内板 1 基

7 参考事項

- (1) 当初指定
平成 17 年 11 月 1 日（環境省告示第 109 号）

別表1 宍道湖鳥獣保護区宍道湖特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	(7,851) ha 7,899	0 ha	7,899 ha	(7,652) ha 7,686	2 ha	7,688 ha	ha	ha	ha
林野	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
農耕地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
水面	(7,850) ha 7,898	0 ha	7,898 ha	(7,651) ha 7,685	2 ha	7,687 ha	ha	ha	ha
その他	1 ha	0 ha	1 ha	1 ha	0 ha	1 ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野庁所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
環境省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
都道府県有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村有地等	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	25 ha	0 ha	25 ha	7 ha	0 ha	7 ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	25 ha	0 ha	25 ha	7 ha	0 ha	7 ha	ha	ha	ha
公有水面	(7,826) ha 7,874	0 ha	7,874 ha	(7,645) ha 7,679	2 ha	7,681 ha	ha	ha	ha
計	(7,851) ha 7,899	0 ha	7,899 ha	(7,652) ha 7,686	2 ha	7,688 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域									
普通地域									
自然公園法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別保護地区									
特別地域									
普通地域									
文化財保護法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
宍道湖北山県立自然公園	(7,851) ha 7,899	0 ha	7,899 ha	(7,652) ha 7,686	2 ha	7,688 ha	ha	ha	ha
特別地域	1	0 ha	1 ha	1 ha	0 ha	1 ha			
普通地域	(7,850) ha 7,898	0 ha	7,898 ha	(7,651) ha 7,685	2 ha	7,687 ha			

(注)

- ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
- 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に()書きで上段に記載する。
- 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で()書きで記入する。
- 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
- 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 国指定宍道湖鳥獣保護区宍道湖特別保護地区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
キジ	キジ	ウズラ	VU	冬鳥(留鳥)
		○ キジ		留鳥
カモ	カモ	サカツラガン	DD	冬鳥(迷鳥)
		○ ヒシクイ	国天・VU	冬鳥
		ハイイロガン		迷鳥
		○ マガン	国天・NT	冬鳥
		カリガネ	EN	冬鳥
		ハクガン	CR	迷鳥
		シジュウカラガン	国内希少・CR	迷鳥(冬鳥)
		ヨクガン	国天・VU	冬鳥(迷鳥)
		ナキハクチョウ		迷鳥
		○ コハクチョウ		冬鳥
		オオハクチョウ		冬鳥
		○ ツクシガモ	VU	冬鳥
		アカツクシガモ	DD	冬鳥
		○ オシドリ	DD	旅鳥(冬・留鳥)
		○ オカヨシガモ		冬鳥
		○ ヨシガモ		冬鳥
		○ ヒドリガモ		冬鳥
		アメリカヒドリ		冬鳥
		○ マガモ		冬鳥
		○ カルガモ		冬・留鳥
		○ ハシビロガモ		冬鳥
		○ オナガガモ		冬鳥
		○ シマアジ		旅鳥
		○ トモエガモ	VU	冬鳥
		○ コガモ		冬鳥
		アカハシハジロ		迷鳥(冬鳥)
		○ ホシハジロ		冬鳥
		アカハジロ	DD	迷鳥(冬鳥)
		○ キンクロハジロ		冬鳥
		○ スズガモ		冬鳥
		シノリガモ		迷鳥(冬鳥)
		ビロードキンクロ		迷鳥(冬鳥)
		クロガモ		迷鳥(冬鳥)
		コオリガモ		迷鳥(冬鳥)
		○ ホオジロガモ		冬鳥
		○ ミコアイサ		冬鳥
		カワアイサ		冬鳥
		ウミアイサ		冬鳥
		コウライアイサ		迷鳥(冬鳥)
カイツブリ	カイツブリ	○ カイツブリ		留鳥
		アカエリカイツブリ		迷鳥(冬鳥)
		○ カンムリカイツブリ		冬鳥
		ミミカイツブリ		迷鳥(冬鳥)
		○ ハジロカイツブリ		冬鳥
ハト	ハト	○ キジバト		留鳥
		○ アオバト		漂鳥(留鳥)
		シラコバト	EN	迷鳥
アビ	アビ	アビ		迷鳥(冬鳥)
		オオハム		迷鳥(冬鳥)
		シロエリオオハム		迷鳥(冬鳥)

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
コウノトリ	コウノトリ	コウノトリ	国内希少・特天・CR	迷鳥(冬鳥)
カツオドリ	ゲンカンドリ	コゲンカンドリ		迷鳥
	ウ	○ カワウ		冬・留鳥
		ウミウ		冬鳥(迷鳥)
ペリカン	ペリカン	ハイロペリカン		迷鳥
	サギ	○ サンカノゴイ	EN	冬鳥
		○ ヨシゴイ	NT	夏鳥
		オオヨシゴイ	CR	旅鳥(夏鳥)
		リュウキュウヨシゴイ		迷鳥
		ミゾゴイ	VU	迷鳥(夏鳥)
		ゴイサギ		留鳥
		ササゴイ		旅鳥(夏鳥)
		アカガシラサギ		迷鳥(旅鳥)
		アマサギ		夏鳥
		○ アオサギ		留鳥
		ムラサキサギ		迷鳥(旅鳥)
		○ ダイサギ		留・冬鳥
		○ チュウサギ	NT	夏鳥
		○ コサギ		留鳥
		カラシラサギ	NT	迷鳥
	トキ	ヘラサギ	DD	冬鳥
		クロツラヘラサギ	EN	冬鳥
ツル	ツル	ソデグロヅル		迷鳥
		マナヅル	国際希少・VU	冬鳥
		タンチョウ	特天・VU	迷鳥
		クロヅル	DD	迷鳥
		ナベヅル	国際希少・VU	冬鳥
	クイナ	シマクイナ	EN	迷鳥(冬鳥)
		クイナ		冬鳥
		ヒメクイナ		迷鳥(旅鳥)
		○ ヒクイナ	NT	夏鳥
		ツルクイナ		迷鳥(旅鳥)
		○ バン		留鳥
		○ オオバン		冬鳥
カッコウ	カッコウ	カッコウ		夏鳥
		ツツドリ		旅鳥(夏鳥)
アマツバメ	アマツバメ	○ アマツバメ		夏鳥
チドリ	チドリ	○ タゲリ		冬鳥
		ケリ	DD	迷鳥
		ムナグロ		旅鳥
		ダイゼン		旅・冬鳥
		ハジロコチドリ		迷鳥(旅鳥)
		イカルチドリ		漂鳥(留鳥)
		○ コチドリ		夏・旅鳥
		シロチドリ	VU	旅鳥(留・冬)
		メダイチドリ		旅鳥
		オオメダイチドリ		迷鳥
		オオチドリ		迷鳥
	ミヤコドリ	ミヤコドリ		迷鳥
	セイタカシギ [*]	○ セイタカシギ	VU	旅鳥
		ソリハシセイタカシギ		迷鳥
	シギ [*]	ヤマシギ		冬・旅鳥
		○ タシギ		冬・旅鳥
		オオハシシギ		旅・冬鳥(迷鳥)

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
		オグロシギ		旅鳥
		○ オオソリハシシギ	VU	旅鳥
		<u>コシャクシギ</u>	国際希少・EN	旅鳥
		○ チュウシャクシギ		旅鳥
		ハリモモチュウシャク		迷鳥
		ダイシャクシギ		旅鳥
		<u>ホウロクシギ</u>	VU	旅鳥
		<u>ツルシギ</u>	VU	旅鳥
		<u>アカアシシギ</u>	VU	旅鳥
		コアオアシシギ		旅鳥
		○ アオアシシギ		旅鳥
		<u>カラフトアオアシシギ</u>	CR	迷鳥
		クサシギ		旅・冬鳥
		<u>タカブシギ</u>	VU	旅鳥
		○ キアシシギ		旅鳥
		ソリハシシギ		旅鳥
		○ イソシギ		旅・留鳥
		キョウジョシギ		旅鳥
		オバシギ		旅鳥
		コオバシギ		旅鳥
		ミュビシギ		旅鳥(冬鳥)
		トウネン		旅鳥
		オジロトウネン		旅鳥
		ヒバリシギ		旅鳥
		アメリカウズラシギ		迷鳥
		ウズラシギ		旅鳥
		サルハマシギ		旅鳥
		ハマシギ	NT	旅・冬鳥
		<u>ヘラシギ</u>	CR	迷鳥
		キリアイ		旅鳥
		コモンシギ		迷鳥
		エリマキシギ		旅鳥
		アカエリヒレアシシギ		旅鳥
		レンカク		迷鳥
		<u>タマシギ</u>	VU	夏鳥
		<u>ツバメチドリ</u>	VU	旅鳥
		カモメ		迷鳥(冬鳥)
		○ ユリカモメ		冬鳥
		○ <u>ズグロカモメ</u>	VU	冬鳥
		○ ウミネコ		冬・留鳥
		○ カモメ		冬鳥
		シロカモメ		迷鳥(冬鳥)
		○ セグロカモメ		冬鳥
		オオセグロカモメ		冬鳥
		オニアジサシ		迷鳥
		<u>コアジサシ</u>	国際希少・VU	旅鳥(夏鳥)
		アジサシ		旅鳥
		○ クロハラアジサシ		旅鳥
		ハジロクロハラアジサシ		旅鳥(迷鳥)
		ウミスズメ	DD	迷鳥(冬鳥)
効		○ ミサゴ	NT	留鳥
効		○ トビ		留鳥
		<u>オジロワシ</u>	国内希少・国天・VU	冬鳥
		<u>オオワシ</u>	国内希少・国天・VU	迷鳥(冬鳥)

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
		○ チュウヒ	EN	冬鳥
		ハイイロチュウヒ		冬鳥
		ツミ		冬鳥
		ハイタカ	NT	冬鳥
		オオタカ	国内希少・NT	冬鳥(漂鳥)
		サシバ	VU	旅鳥(夏鳥)
		○ ノスリ		冬鳥
		オオノスリ		迷鳥
		ケアシノスリ		冬鳥(迷鳥)
		カタシロワシ		迷鳥
フクロウ	フクロウ	コノハズク		旅鳥(夏鳥)
		フクロウ		漂鳥(留鳥)
		アオバズク		旅鳥(夏鳥)
		トラフズク		冬鳥
		○ コミズク		冬鳥
サイチョウ	ヤツガシラ	ヤツガシラ		旅鳥
フッホウソウ	カワセミ	○ カワセミ		留鳥
キツキ	キツキ	アリスイ		旅鳥
		○ コゲラ		留鳥
		アオゲラ		漂鳥(留鳥)
ハヤブサ	ハヤブサ	○ チョウゲンボウ		冬鳥
		アカアシチョウゲンボウ		迷鳥
		コチョウゲンボウ		冬鳥
		チゴハヤブサ		迷鳥
		○ <u>ハヤブサ</u>	国内希少・VU	冬・留鳥
スズメ	サンショウクイ	<u>サンショウクイ</u>	VU	旅鳥(夏鳥)
	オウチュウ	オウチュウ		迷鳥
	モズ	○ モズ		留・漂鳥
		オオモズ		迷鳥
		オオカラモズ		迷鳥
	カラス	カケス		漂鳥(留鳥)
		コクマルガラス		冬鳥
		ミヤマガラス		冬鳥
		○ ハシボソガラス		留鳥
		○ ハシブトガラス		留鳥
	キクイタダキ	キクイタダキ		冬鳥
	ツリスガラ	ツリスガラ		冬・旅鳥
	シジュウカラ	ヤマガラ		留鳥
		○ シジュウカラ		留鳥
	ヒバリ	ヒメコウテンシ		迷鳥
		コヒバリ		迷鳥
		○ ヒバリ		留鳥
		ハマヒバリ		迷鳥
	ツバメ	ショウドウツバメ		旅鳥
		○ ツバメ		夏鳥
		○ コシアカツバメ		夏鳥
		イワツバメ		夏鳥
	ヒヨドリ	○ ヒヨドリ		留鳥
	ウグイス	○ ウグイス		留鳥
		ヤブサメ		旅鳥(夏鳥)
	エナガ	○ エナガ		留鳥
	ムシクイ	チフチャフ		迷鳥
		ムジセッカ		迷鳥(旅鳥)
		メボソムシクイ		旅鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
		エゾムシクイ		旅鳥
		センダイムシクイ		旅鳥(夏鳥)
メジロ	○	メジロ		留・漂鳥
センニュウ		マキノセンニュウ	NT	旅鳥
		シマセンニュウ		旅鳥
ヨシキリ	○	オオヨシキリ		夏鳥
		コヨシキリ		旅・夏鳥
セッカ	○	セッカ		夏・漂鳥
レンジャク		キレンジャク		旅・冬鳥
ミソサザイ		ミソサザイ		漂鳥(留鳥)
ムクドリ		ギンムクドリ		迷鳥
		ムクドリ		留鳥
		コムクドリ		旅鳥
		ホシムクドリ		旅・冬鳥
ヒタキ		トラツグミ		漂鳥(留鳥)
		カラアカハラ		迷鳥(旅鳥)
		クロツグミ		旅鳥(夏鳥)
		マミチャジナイ		旅鳥
	○	シロハラ		冬鳥
		アカハラ		旅鳥
	○	ツグミ		冬鳥
		オガワコマドリ		迷鳥
		ノゴマ		旅鳥
		コルリ		旅鳥
		ルリビタキ		冬鳥
	○	ジョウビタキ		冬鳥
	○	ノビタキ		旅鳥
		サバクヒタキ		迷鳥
	○	イソヒヨドリ		留鳥
		コサメビタキ		旅鳥(夏鳥)
		オオルリ		旅鳥(夏鳥)
イワヒバリ		ヤマヒバリ		迷鳥
スズメ	○	スズメ		留鳥
セキレイ		ツメナガセキレイ		旅鳥
	○	キセキレイ		漂鳥(留鳥)
	○	ハクセキレイ		留鳥
	○	セグロセキレイ		留鳥
		マミジロタヒバリ		迷鳥
		コマミジロタヒバリ		迷鳥
		ビンズイ		旅鳥(冬鳥)
		セジロタヒバリ		迷鳥
		ムネアカタヒバリ		旅鳥
		タヒバリ		冬鳥
アトリ	○	アトリ		冬鳥
	○	カワラヒワ		留鳥
		マヒワ		冬鳥
		ベニヒワ		冬鳥
		ハギマシコ		冬鳥
		ベニマシコ		冬鳥
		シメ		冬鳥
ツメナガホオジロ		ツメナガホオジロ		冬鳥
		ユキホオジロ		冬鳥
ホオジロ	○	ホオジロ		留鳥
		ホオアカ		冬・留鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
		コホオアカ		冬・旅鳥
		○ カシラダカ		冬鳥
		ミヤマホオジロ		冬鳥
		<u>シマアオジ</u>	CR	迷鳥
		ノジコ	NT	迷鳥(旅鳥)
		アオジ		冬鳥
		シベリアジュリン		冬鳥
		<u>コジュリン</u>	VU	冬鳥(迷鳥)
		○ オオジュリン		冬鳥
カモ	カモ	○ コブハクチョウ		外来種(留鳥)
ハト	ハト	カワラバト		外来種(留鳥)
ペリカン	ペリカン	コシベニペリカン		外来種
スズメ	チドリ	ソウシチョウ		外来種(漂鳥)
オウム	インコ	セキセイインコ		外来種
		コザクラインコ		外来種
合計	20目	60科	283種	

(注)

1. データはモニタリングサイト1000調査及び、日本野鳥の会の行った補足調査結果に拠る。

2. 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、2012年)に拠った。

3. 種の指定等の要件は次の通りである。

環境省レッドリスト(平成24年改訂)

CR: 絶滅危惧ⅠA類、 EN: 絶滅危惧ⅠB類、 VU: 絶滅危惧Ⅱ類、

NT: 準絶滅危惧、 DD: 情報不足

国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

天然記念物: 文化財保護法による天然記念物

4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

5. 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。

(別表3) 国指定宍道湖鳥獣保護区宍道湖特別保護地区

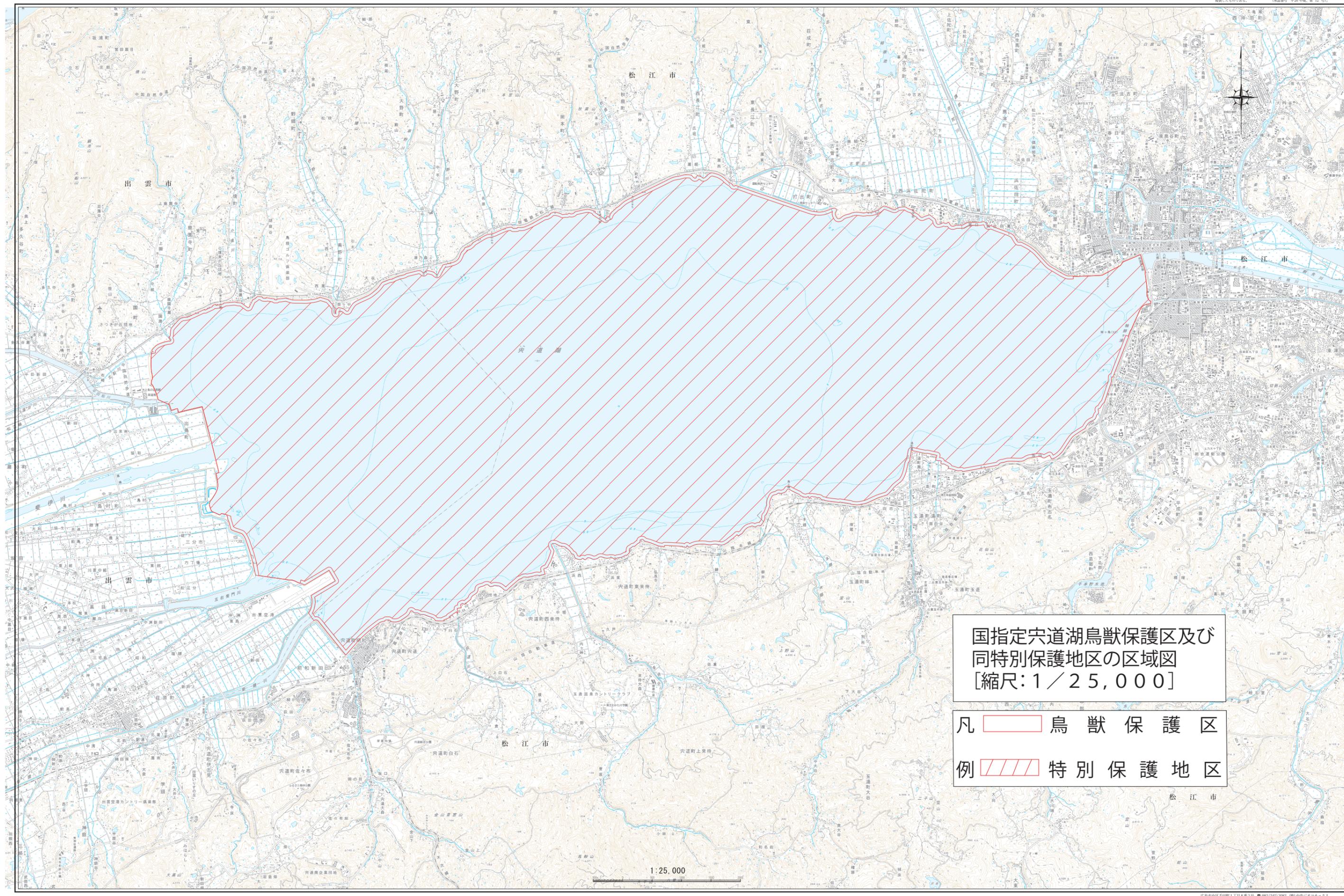
目	科	種または亜種	種の指定等	備考
ネコ	イヌ	○ タヌキ		
	イタチ	○ イタチ		
ネズミ	ヌートリア	○ ヌートリア		外来種
合計	2目	3科	3種	

(注)

- データはモニタリングサイト1000調査及び、日本野鳥の会の行った補足調査結果に拠る。
- 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、2012年)に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト(平成24年改訂)
CR:絶滅危惧ⅠA類、 EN:絶滅危惧ⅠB類、 VU:絶滅危惧Ⅱ類、
NT:準絶滅危惧、 DD:情報不足
国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物:文化財保護法による天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。

国指定宍道湖鳥獣保護区及び 特別保護地区の位置図

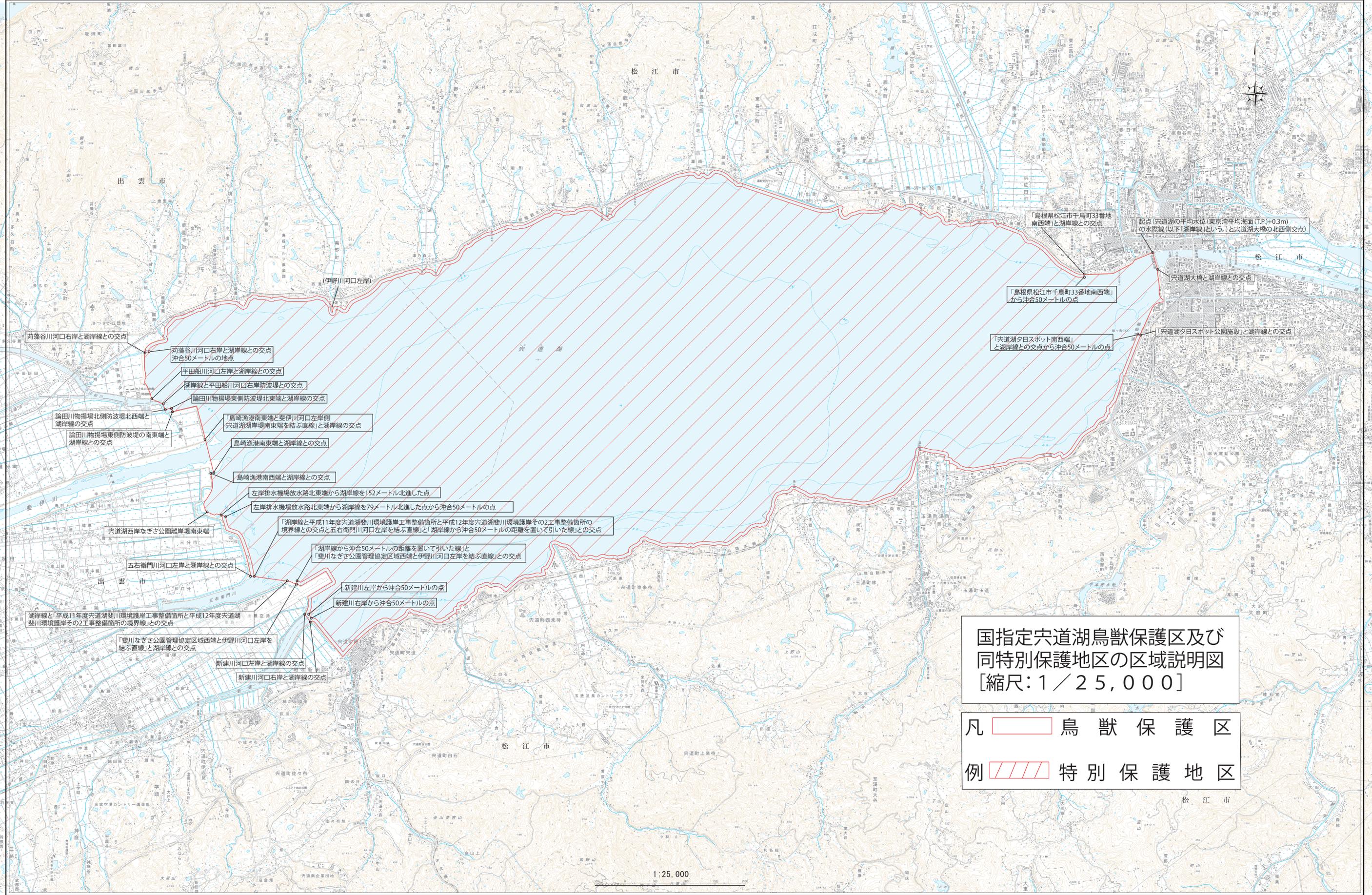




国指定宍道湖鳥獣保護区及び同特別保護地区の区域図
[縮尺: 1 / 25,000]

- 凡  鳥 獣 保 護 区
- 例  特 別 保 護 地 区

1:25,000



国指定宍道湖鳥獣保護区及び同特別保護地区の区域説明図
[縮尺: 1 / 25,000]

凡  鳥 獣 保 護 区
例  特 別 保 護 地 区

1 : 25,000